

**鳥取県告示第 803 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 6 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	指定年月日
もりしたクリニック	倉吉市清谷町一丁目215	平成18年11月 1 日